

# 村上市火葬場

## 指定管理者募集要項

令和8年6月  
村上市

これまで市の出資法人や公共団体・公共的団体に限定されていた「公の施設」の管理委託について、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正、同年9月からの施行により、民間事業者にも「公の施設」の管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。

これは、「公の施設」の管理について、民間事業者、NPO法人などの能力を積極的に活用し、効果的・効率的な管理運営をすることにより、住民サービスの向上と経費の節減を目的とするものです。

村上市火葬場条例（平成20年村上市条例第171号）第2条に定める火葬場（以下「火葬場」という。）の管理運営を行わせるため、村上市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

## 1 施設の概要

「村上市火葬場指定管理者業務仕様書」のとおり

## 2 指定管理者が行う業務

「村上市火葬場指定管理者業務仕様書」のとおり

## 3 指定管理者が行う管理の基準

「村上市火葬場指定管理者業務仕様書」のとおり

## 4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、業務の処理に必要な経費を利用料金及び市が支払う指定管理料、並びに自主事業の収入によって賄うものとします。

### (1) 指定管理料

指定期間中（4か年度）における指定管理料の上限額は80,336千円（消費税及び地方消費税含む。）とします。

なお、指定管理業務を遂行し利益が出た場合、その利益が客観的に過大と認められるような場合には、指定管理料の減額など、指定管理者との協議により適切に対応するものとする。

### (2) 指定管理料の精算項目

修繕費については、概算額を定め支出し、実績額に過不足が生じた場合は、年度末に精算します。

なお、収支計算書の提出に当たり、次のとおり年間の収入を見込んでください。

①修繕費 900千円（1火葬場につき300千円）

※消費税及び地方消費税を含みます。

### (3) 指定管理料の支払い

別添「収支予算書」において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議と行い、協定を締結した後、協定で定められた支払方法により、請求に応じて支払いをします。

### (4) 管理口座

火葬場の管理運営に係る収入と支出は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

## 5 市と指定管理者との責任分担

「村上市火葬場指定管理者業務仕様書」のとおり

## 6 指定の期間

指定管理者の指定管理期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までとします。

## 7 その他の条件

- ① 指定管理者は、管理業務を行うための新たな雇用は、市内在住者の採用を積極的に図ってください。
- ② 指定管理者は、協定締結後、管理業務を開始する日までに、市から事務の引継ぎを受けなければなりません。
- ③ 市は、当該施設を災害の発生やその他特別の事情がある場合に、優先的に利用するので、指定管理者はこれに協力してください。

## 8 応募資格等

### (1) 応募資格

指定管理者に申請することができる者は、火葬場の業務に関する基準を満たし、当該施設を安全かつ適正に管理運営できる市内（市内に支店又は営業所があるものを含む。）の法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。ただし、指定申請の受付期間において次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができません。

- ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされた、又はその開始決定がなされている者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を開始している者
- ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- エ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくはこれらに準ずべき者、

又は支配人、清算人が、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 民事再生法による手続きを開始している者

(ウ) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条の第 3 項の規定により、なお従前の例により同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

(エ) 禁錮以上の刑（令和 7 年 6 月 1 日以後にあっては、拘禁刑）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から 2 年を経過しない者

(オ) 公務員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分から 2 年を経過しないもの

オ 当該法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体である者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 村上市から指名停止措置を受けている者

なお、申請後においても、申請団体が指定管理者の候補者の選定過程から指定管理者の指定の議決を受けるまでの間に申請資格の欠格事項の要件に該当した場合、市はその資格を喪失させるものとする。

## (2) 複数の法人等による応募

当該施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）により共同して応募することができます。この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

## 9 応募の方法

当該施設の指定管理者に応募しようとする者は、次の指定申請書及びその他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出しなければなりません。

### (1) 応募書類の受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 7 月 1 日（水）まで

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

### (2) 応募書類の提出方法

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあっては、令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時必着とします。

イ 応募書類の提出先は、村上市役所環境課とします。

### (3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとします。なお、グループによる応募の場合にあつては、オからケまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添様式第7号）

イ 事業計画書（別添様式第8号）

ウ 収支予算書（別添様式第9号）

エ 自主事業計画書・予算書（別添様式第10号）

オ 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

カ 申請書提出年度前の直近3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成義務のない団体は除く。）

キ 申請書提出年度前の直近3事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類

ク 納税証明書又は納税の義務がない場合その旨を記載した書類

ケ 指定管理者の指定の欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添様式第11号の「申立書」によること。）

コ グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別添様式第12号の「グループ構成団体一覧表」によること。）

サ 営業所等設置確認書（別添様式第13号）※市内に支店又は営業所を置く法人又はその他団体を限定して申請可能とする場合のみ提出

### (4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本1部（製本しないもの）を提出すること。

副本は、正本を複写して作成してください。

### (5) 説明会の開催

当該施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により説明会を開催します。

場 所	日 時
村上火葬場（無相院）	令和8年6月18日（木）午前10時30分から
荒川火葬場（普照園）	令和8年6月18日（木）午前8時30分から
山北火葬場	令和8年6月18日（木）午後2時30分から

申込方法 令和8年6月10日（水）までに電話、ファクシミリ又はメールにより、村上市役所環境課に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名及び連絡先を明示すること。

## (6) 質問の受付

応募に当たり質問がある場合は、別添質問票により6月15日(月)まで村上市役所環境課に提出してください。提出のあった質問については、説明会で回答します。説明会後の質問については、6月22日(月)まで受け付けし、文書及びホームページで回答します。

## (7) 応募にあたっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しません。
- ウ 応募書類及び追加資料は、原則非公開とします。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出、差替えは、原則として認めません。
- オ 応募書類及び追加資料の作成ならびに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とします。

# 10 指定管理者の候補者の選定

## (1) 選定方法

市長は、公募(公募型プロポーザル方式)により、応募のあった法人等のうちから、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定します。

なお、候補者の選定にあたっては、村上市指定管理者選定委員会の意見を聴くこととし、必要に応じて申請団体が指定管理業務や一部業務を受託している施設等の状況を確認させていただく場合があります。

## (2) 選定基準等

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ウ 事業計画の内容に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

また、選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査及びプレゼンテーション(応募書類の内容について聴き取り含む)によるものとします。

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 20分以内

なお、プレゼンテーションの順番は、申請締切後に事務局の抽選により決定します。

## (3) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表します。

## 11 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を当該施設の指定管理者とする旨の議案を令和8年12月に開催される予定の村上市議会定例会に提案し、その議決を受けて行うものとします。なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容、その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとします。

## 12 別添書類の一覧

- ① 施設の平面図
- ② 指定管理者業務仕様書
- ③ 備品一覧
- ④ 過去3ヶ年度収支運営状況
- ⑤ 指定申請書の様式（様式第7号）
- ⑥ 事業計画書の様式（様式第8号）
- ⑦ 収支予算書の様式（様式第9号）
- ⑧ 自主事業計画書・予算書（様式第10号）
- ⑨ 申立書の様式（様式第11号）
- ⑩ グループ構成団体一覧表（様式第12号）
- ⑪ 営業所等設置確認書（様式第13号）
- ⑫ 質問票

## 13 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式は、本市のホームページからダウンロードすることができます。

【ホームページ URL】 <http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/26/kasousiteikannrikoubo.html>

## 14 問合せ先及び応募書類の提出先

村上市役所 環境課 生活環境室

【所在地】 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

【電話番号】 0254-53-2111（内線3310）

【ファクシミリ】 0254-52-1884（環境課）

【メールアドレス】 kankyo-sk@city.murakami.lg.jp